

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和40年1月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月30日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該事業所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月1日から42年10月1日まで
② 昭和43年3月1日から44年7月1日まで

申立期間①は、B町にあったC社、D町にあったE社、F社及びG社に、それぞれ勤めていた。申立期間②は、H社に勤務し、I県に帰ってくる直前まで在籍していた。

いずれの期間も厚生年金保険に加入していたと思われるため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名でかつ同じ生年月日の者が、A社において、昭和40年1月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月30日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「A社という社名は記憶に無い。」としているが、当該事業所に係る被保険者台帳において、当該時期に被保険者記録が確認できる者は、「私はその時期、G社というチェーン店に勤務していた。A社が当該G社を経営していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社における当該記録は申立人に係るものであると確認でき、事業主は、申立人が昭和40年1月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和40年1月4日から同年3月30日までの期間以外については、申立人が勤務したとするいずれの事業所についても厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人は具体的な勤務期間等についても記憶が曖昧である。

また、申立期間②について、申立人はH社に勤務し、給与から保険料を控除されていたとしているが、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人は、保険料控除等に関する具体的な記憶も無い。

さらに、勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主、同僚等に照会したが、関連資料や証言を得ることができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認することができない。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和39年11月1日から40年1月4日までの期間、同年3月30日から42年10月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月21日から同年7月1日まで

昭和37年4月にC社D工場に入社し、40年5月21日付けでA社B工場に転属となったが、転属後の厚生年金保険の加入記録は同年7月1日からとなっている。転属しても継続して勤務していたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事辞令書、C社が保管する退職者原簿及び元同僚の証言などから判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年5月21日にC社D工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和40年7月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年5月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月29日から同年6月1日まで
② 昭和40年6月1日から45年9月1日まで

申立期間①について、A社D支店から同社C支店に転勤した際、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に空白期間があるので、訂正してほしい。

申立期間②について、当該期間直前の同社D支店に勤務していた当時の標準報酬月額に誤りがあり、日本年金機構で当該記録が訂正されたが、訂正後の標準報酬月額から考えると、同社C支店に異動してからの標準報酬月額の方が低い金額となっている。当時は、毎年昇給があり、給料が減額されたことは無かったので、当該記録も誤りであり、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び事業を引き継いだB社の保管する人事表により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年5月29日に同社D支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、同社C支店における昭和40年6月のオンライン記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、当該期間に係る保険料を納付していたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額記録とオンライン記録は一致している上、当該記録はいずれも遡及して訂正された形跡が無く、不自然さは見受けられない。

また、当該期間当時の当該事業所における申立人と同年齢の同僚41人に係るオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められない。

さらに、B社においては、当該期間に係る賃金台帳等の資料が残存しておらず、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、50万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から9年3月1日まで
② 平成9年3月1日から10年5月16日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間②について、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが分かった。また、申立期間①及び②については、そもそも、全期間が53万円以上の標準報酬月額であったことから、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年3月から10年4月までは50万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月16日以降の同年5月20日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されており、申立人を除く取締役1名及び代表取締役についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できるところ、申立人は、当該事業所においてB事業部門の責任者として勤務し、社会保険事務等については一切携わっていなかったとしている上、元取締役は、「当該事業所では、取締役の会議は一度も無く、全て社長が一人で決めていた。申立人は、経営や社会保険の手続等にはかかわっていなかった。」と証言しており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、保険料滞納処分票の記載により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時期に2か月分の滞納保険料の取消処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、

標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 50 万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、標準報酬月額が 53 万円であったと主張しているところ、申立人は、申立期間に係る預金通帳を所持しているが、給与の振込額からは、厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、申立期間当時、経理事務を担当していたとする元従業員は、「申立人の標準報酬月額は、50 万円だったと思う。」と証言している上、申立期間①の標準報酬月額の記録は、遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、当該事業所において、平成 14 年に特別清算が終結しており、事業主も他界していることから、関係資料を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年8月21日については35万8,000円、同年12月25日については36万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月21日
② 平成15年12月25日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社が提出した賞与支払明細書から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年8月21日については35万8,000円、同年12月25日については36万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年11月1日から同年12月1日までの期間、13年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで

A社（現在は、B社）の給与支給明細書で控除されている厚生年金保険料とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成12年11月1日から同年12月1日までの期間、13年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、B社が保管する給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所はオンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保

険事務所(当時)に行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から13年2月1日までの期間、同年3月1日から同年8月1日までの期間、及び同年9月1日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与支給明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額と一致又は超えていることから、当該期間について記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 39 年 12 月 20 日まで
年金機構からはがきが届き、申立期間が脱退手当金を受け取った記録となっていることを知った。しかし、A社B事業所の退職時に、会社から脱退手当金についての説明は無く、退職金も受け取っていない。また、自分で脱退手当金を請求し受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、複数の元同僚は、「会社が社会保険事務所（当時）に請求してくれて脱退手当金を受け取った。」と証言していることから、申立人においても、事業主による代理請求が行われた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 43 年 11 月まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録が無い。同僚は皆厚生年金保険に加入していたと聞いている。自分だけ記録が無いのは納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 43 年 2 月 1 日であり、申立期間の一部は適用事業所となっていない期間である。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚のほとんどは、申立期間より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は、既に解散しており、当時の資料も無く、事業主は既に他界しており、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月頃から平成 2 年 9 月 6 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社の被保険者期間が平成 2 年 9 月 6 日から約 5 年となっているが、昭和 63 年 9 月頃から、約 7 年は勤めた記憶があるので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した元同僚は「平成 2 年 1 月に入社したが、申立人の入社は私より遅かった。」と証言していることから、申立人の当該事業所における入社は平成 2 年 1 月以降であることが推認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における資格取得日は平成 2 年 9 月 6 日と記録されており、オンライン記録と一致する。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の連絡先は不明であり、当時の取締役等に照会しても回答が得られず、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで
A社での勤務期間について、常に仕事内容は同じだったので、申立期間について給与が減額されることは無かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、当該記録はいずれも遡及して訂正された形跡が無く、不自然さは見受けられない。

また、オンライン記録により、当該期間当時の当該事業所における他の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが大きく変動している、または下がっているとは認められない。

さらに、当該事業所は既に解散し、申立期間当時の事業主は、亡くなっており、当時の役員は「会社は解散しているため資料は残っておらず、当時の経理担当者は既に亡くなっているため当時の状況を確認できない。」としており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。